

市民参加実施結果シート

結果 (途中・終了)
平成28年4月1日時点

担当課(高齢者生きがい推進課)

2 市民参加の手續 実施結果について		
通称	敬老祝金の支給額等の条例改正	市が考える市民等への影響 <メリット> ・今後の福祉施策の財源を確保できる。 <デメリット> ・なし
名称	流山市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	
概要	敬老祝金の支給要件及び祝金の額を変更するため条例の一部を改正するもの。祝金の額及び対象者を次のとおり改める。 88歳2万円⇒1万円、99歳3万円⇒廃止、100歳以上5万円⇒100歳のみ5万円	
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	パブリックコメントにおいては、1件の意見をいただいた。内容は、敬老祝金及び「元気な高齢者を増やす事業」はともに充実すべきと考えるというものであり、敬老祝金は現状のまま維持すべきであること、また、「元気な高齢者を増やす事業」は別途財源を確保すべきであるという意見であった。今後10年間で高齢者人口は、急激に増加することが見込まれ、高齢者福祉サービスに限らず現在実施している福祉サービスの財源確保は厳しい状況を迎える。このため今後数年は、超高齢化社会を見据えた高齢者福祉サービスの転換期であると考えている。見直しされる祝金の支給額や対象者については、時世に合った妥当なものであると考える。 また、福祉施策審議会においては、高齢化社会の進展を踏まえ、高齢者に対する各種サービスの充実が求められる中、敬老祝金についても、現状に応じた見直し求められる状況にあると考えるとの答申をいただいた。 以上のことから、本市としては、原案の修正は行わなかった。	

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	・福祉施策審議会は、福祉に関する主要な施策に関し必要な調査及び審議を行い市長に答申し、又は建議する市の付属機関であり、学識経験者やボランティア団体の代表者、医師等、専門的な見地から意見を伺うこととした。 ・パブリックコメントは、市民が容易に意見を発信できること、また、高齢者のみならず幅広い層から意見を広く求めることができることから実施することとした。
--------------------------------	---

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
福祉施策審議会	<HP> 各会議開催の約1週間前から掲載 <広報紙> 各会議開催の約1週間前の号に掲載	-	-	<第5回審議会> 平成27年12月15日 <第6回審議会> 平成28年1月12日 <第7回審議会> 平成28年1月19日 <第8回審議会> 平成28年1月26日	委員数 18人	<審議会委員の構成> ・福祉サービスの提供を受ける者を代表するもの:2人、ボランティア団体を代表する者:1人、社会福祉法人の役員又は職員:2人、民生委員(児童委員):1人、医師会を代表する者:1人、歯科医師会を代表する者:1人、学識経験を有する者:1人、関係行政機関の職員:2人、市民等 7人	<HP> 審議会終了後、議事録を公開	意見を反映した(案を修正した)	各委員には審議を円滑に進めるため事前に資料を配布した。また、初回の審議会では、本市における高齢化の状況や当該条例の改正の背景をパワーポイントをうい委員に説明した。	
								○ 案を修正しなかった		
								その他		
パブリックコメント手續	<HP> 平成27年11月23日から <広報紙> 平成27年11月21日号	<意見募集期間> 平成27年11月24日から 平成27年12月24日まで	郵便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参	-	意見数 1件 1名	-	<HP> 平成28年2月16日	意見を反映した(案を修正した)	これまでの敬老祝金の経緯を説明するなど市民にわかりやすい資料とするよう努めた。	
								○ 案を修正しなかった		
								その他		
								意見を反映した(案を修正した)		
								案を修正しなかった		
								その他		

